

おしらせ
**10月は
土地月間です**

▼10月は、土地に関する普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行うと、届出が必要となります。

届出が必要な面積／

おしらせ
**10月は
土地月間です**

▼10月は、土地に関する普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行うと、届出が必要となります。

申込方法／通帳・届出印・国保税の納税通知書を持参のうえ、市内金融機関で申し

おしらせ
申込方法／遺族会員は遺族会員に申し込み。それ以外の人は、電話で社会福祉課へ申し込み。

場所／石岡市民会館

TEL 23・5569

おしらせ
国保税は便利な口座振替へ

▼国民健康保険税の納付方法は、金融機関の窓口・コンビニ・クレジットカード・口座振替から選べます。

維持管理

①定期的に消毒剤を補充する
保守点検（年3、4回）
②浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る清掃作業（年1回）

法定検査

③保守点検や清掃が適切に行われ、きれいな水が放流されているか確認する検査（年1回）

お詫びと訂正

広報石岡9月1日号14ペー

ジ「高浜駅にサルビアの花を贈呈」の記事の中で『7年ほ

ど前に高浜小から始まり、そ

の2年後には：』と記載しま

したが、正しくは『平成17年

度に高浜小から始まり、その

後に：』です。

お詫びして訂正します。

おしらせ
戦没者追悼式をとり行います

▼先の大戦において、尊い犠牲となられた本市関係者の殉國の英靈に対し、敬けんな追悼の意を表すとともに、ご遺族のご労苦に対し深い敬意を表し、恒久の平和と市勢発展を祈念するため、戦没者追悼式を実施します。

日時／11月1日金

午前10時30分から

届出期限／契約締結日から2週間以内

※詳しくは市ホームページを確認するか、政策企画課までお問い合わせください。

おしらせ
浄化槽の管理について

▼浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要です。

※法定検査を受けていない方には、県南県民センターから案内が届く場合があります。

維持管理

①定期的に消毒剤を補充する
保守点検（年3、4回）
②浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る清掃作業（年1回）

お詫びと訂正

広報石岡9月1日号14ペー

ジ「高浜駅にサルビアの花を贈呈」の記事の中で『7年ほ

ど前に高浜小から始まり、そ

の2年後には：』と記載しま

したが、正しくは『平成17年

度に高浜小から始まり、その

後に：』です。

お詫びして訂正します。

おしらせ
単独処理浄化槽を所有する皆さん

▼単独処理浄化槽は、「合併処理浄化槽」と比べて川に流れる汚れの量が8倍です。合併処理浄化槽に転換しましょう。

おしらせ
単独処理浄化槽を所有する皆さん

▼単独処理浄化槽は、「合併処理浄化槽」と比べて川に流れる汚れの量が8倍です。合併処理浄化槽に転換しましょう。

確認しよう

自宅の浄化槽が「単独処理

浄化槽」か「合併処理浄化

槽」であるかは、保守点檢

業者による点検報告書、法

定検査の検査報告書に記載

されています。

※平成13年から単独処理浄化

槽の新規設置は、原則とし

て認められていません。

お問い合わせください。

お問い合わせください。
お詫びして訂正します。

お詫びして訂正します。
お詫びして訂正します。</p